

平成24年2月1日

「事業者排出量削減計画書制度について」

1 平成22年度の特定事業者の温室効果ガス排出量について

平成16年12月に制定しました京都市地球温暖化対策条例では、大規模に温室効果ガスを排出する事業者を「特定事業者^{注1}」として定め、温室効果ガスの排出量削減に向けた措置、削減目標等を記載した「事業者排出量削減計画書」及び排出実績をまとめた「事業者排出量削減報告書」の作成と提出を義務付け、特定事業者による自主的な排出量の削減努力をお願いしているところです。

このたび、特定事業者（147事業者）から平成22年度の特定事業者排出量削減報告書が提出されましたので御報告いたします。

注1：次に掲げる要件のいずれかに該当した者を「特定事業者」としています。

- ①原油に換算して年間1,500キロリットル以上のエネルギーを使用するもの。
- ②自動車や鉄道で大規模に運送事業を営む事業者
(トラック又はバス100台以上, タクシー150台以上,
鉄道車両150両以上)
- ③その他に一定要件以上の温室効果ガスを発生させる事業者
(二酸化炭素換算で, 年間3,000トン以上)

(1) 総排出量

平成22年度の削減報告書を集計した結果、特定事業者による温室効果ガス総排出量は、約191万トンで、基準年度排出量^{注2}から6.8%減少しています。

業種別としては、製造業においては、基準年度排出量から15.6%減少、運輸業においては、3.2%減少、商業・サービス業においては、3.1%減少となっています。

一方、特定事業者における2010（平成22）年度の温室効果ガス排出量は、前年度と比較すると、一時的な景気回復による経済活動の活性化に加えて、猛暑・厳冬の影響により、エネルギー使用量が増加し、温室効果ガス排出量が増加しました。

表1 特定事業者数及び温室効果ガス総排出量

単位：万トン-CO2

区分	事業者数	基準年度 排出量 ^注	2010（平成22）年度実績			(参考) 平成21年度
			実績排出量	増減率(%)	(参考) 対前年度比(%)	実績排出量
製造業	41	60.6	51.2	-15.6	7.41	47.6
運輸業	26	39.4	38.1	-3.2	0.32	38.0
商業・サービス業	80	104.7	101.5	-3.1	4.36	97.3
合計	147	204.7	190.8	-6.8	4.32	182.9

注2：基準年度排出量は、削減計画策定時の前年度の実績値

(2) 業種別の温室効果ガス排出状況

ア 製造業

景気の回復に伴い生産量が増加し、生産ラインの再稼動によりエネルギー使用量が増加しました。また、猛暑・厳冬による空調負荷の増加の影響も見られました。

一方、製造工程における生産ラインの合理化をはじめとする運用の見直しや空調機器、冷却熱源、ボイラーなどの省エネ設備の導入が着実に進み、エネルギー使用量が削減され、基準年度に対し15.6%の減少となりました。

イ 運輸業

景気の回復に伴い乗客数・取扱荷量が増加し、鉄道部門におけるエネルギー使用量が増加しましたが、タクシー・バス・トラックの車部門では景気の回復の影響が見られず、乗降客数・走行距離数が減少し、燃料使用量が減少しました。

一方、運送体系の見直しやエコドライブの徹底、アイドリングストップ機能の付加や低燃費車両の導入により燃料使用量が削減され、基準年度に対し3.2%の減少となりました。

ウ 商業・サービス業

景気の回復に伴い顧客数・テナント入居率・営業時間が増加し、エネルギー使用量が増加しました。また、猛暑・厳冬による空調負荷の増加の影響も見られました。

一方、空調機器の温度管理、照明機器の点灯管理の徹底などによるエコオフィス活動の推進や空調機器、照明機器、受変電設備などの省エネ設備の導入によりエネルギー使用量が削減され、基準年度に対し3.1%の減少となりました。

2 平成23年度の特定事業者の事業者削減計画書について

平成22年10月に改正（平成23年4月1日施行）した条例では、特定事業者に対してもこれまで以上に排出量の削減に努めていただくため、これまでの削減計画書及び削減報告書を単に公表するだけの制度（旧制度）ではなく、削減の取組内容等に対し本市が総合評価を行い、その評価結果も併せて公表する規定を追加した「事業者排出量削減計画書制度」（新制度）へと拡充し実施しています。

新制度においては、以下の書類の提出を義務付けております。

- ・事業者削減計画書、報告書
- ・環境マネジメントシステム導入報告書
- ・新車購入等報告書

また、上記の書類は、総合評価結果と合わせて公表することとなっています。

（環境マネジメントシステム導入報告書、新車購入等報告書の公表は平成24年度から実施）

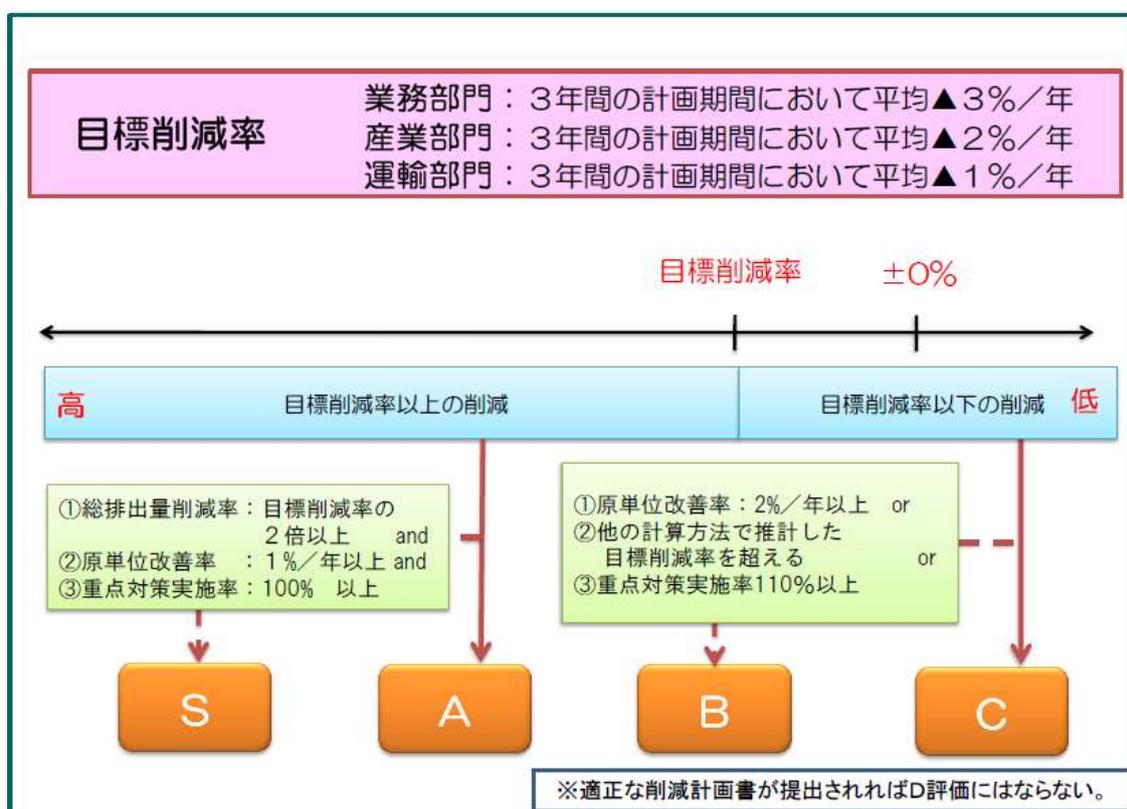
(1) 事業者削減計画書提出状況

現時点で、145者の特定事業者から削減計画書を提出いただき、うち25者は現在修正中です。

	事業者数	(うち提出済事業者)	(うち修正中事業者)
業務部門	83	69	14
産業部門	37	35	2
運輸部門	25	16	9
合計	145	120	25

(2) 事業者削減計画書の評価基準

評価は、S、A～Dに分かれており、以下の基準により評価します。



原単位改善率：一定の活動を行うために発生する温室効果ガス排出量（温室効果ガス排出量を製造品出荷量，延床面積，走行距離等で除した数量）を削減する率

重点対策実施率：温室効果ガス排出量を削減するために重点的に実施すべき対策の実施率

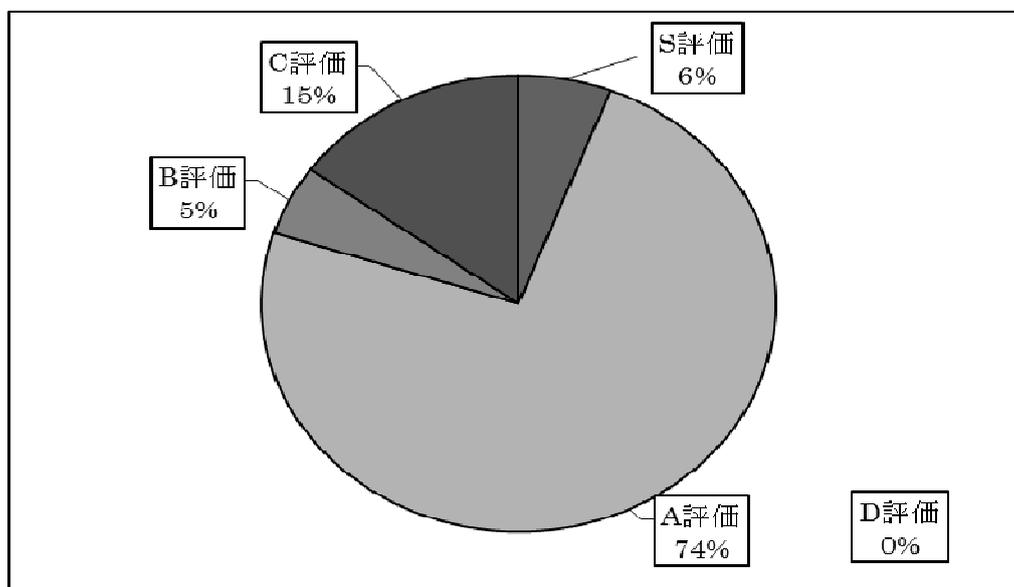
(3) 評価の状況

現時点で提出されている120者の評価の状況は、以下のとおりです。

評価毎の事業者数 一覧 (単位：者)

	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	合計
業務部門	2	48	5	14	0	69
産業部門	5	26	1	3	0	35
運輸部門	0	15	0	1	0	16
合計	7	89	6	18	0	120

評価の傾向



(4) 評価の公表方法 【御意見聴取】

新制度においては、評価を公表することとなっております。

公表方法につきましては、高評価の事業者にとってはインセンティブとなり、低評価の事業者にとっては今後の温室効果ガス削減に対して更なる努力をお願いする「きっかけ」もしくは「気づき」になるような方法により公表したいと考えております。

つきましては、現時点で採用を検討している以下の公表方法（案）に対する御意見、御指導をいただきますようお願いいたします。

「評価の公表方法（案）」

- 評価については、京都市環境政策局のホームページで公表します。
公表方法は、「各特定事業者の評価」を一覧として公表すると共に「高評価（S評価）事業者一覧」を閲覧できるようにします。

【各特定事業者の評価】の公表イメージ

新たな京都市地球温暖化対策条例に基づく事業者排出量削減計画書制度について（平成23-25年度の計画書/報告書/評価結果の公表）

[2012年2月1日]

事業者排出量削減計画書等の公表について

特定事業者から提出された計画書等（部門別＞五十音順）														
部門	事業者名	計画書/報告書(pdfファイル)											計画 評価	実績 評価
		計画書	H23年度			H24年度			H25年度					
			報告書	EMS	新車	報告書	EMS	新車	報告書	EMS	新車			
産業	◎◎◎◎社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S	
	●●●●社	○											A	
	◇◇◇◇社	○											B	
	※※※※社	○											A	
	☆☆☆☆社	○											B	
業務	ββββ社	○											S	
	××××社	○											C	
	αααα社	○											A	
	★★★★社	○											A	
運輸	φφφφ社	○											C	
	■ ■ ■ ■ 社	○											A	

事業者排出量削減計画書等の評価結果の公表について

《平成23年度に提出された計画書について》

■高評価(S評価)事業者一覧

ここを選択すると高評価の特定事業者リスト（次々ページ参照）が閲覧できる

ここを選択すると提出された計画書（次ページ参照）が閲覧できる（○印は、該当する資料が提出されていることを表す。空白は、資料の提出がないことを表す。）

各特定事業者の評価を公表

- 「計画書」(前ページ参照)が選択されると、提出された事業者削減計画書が閲覧できるようにします。なお、本計画書の公表は、既に旧制度から公表しています。

【事業者削減計画書】の公表イメージ

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更				
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		平成 年 月 日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
		電話 - -					
主たる業種	細分類番号						
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> 又はウ <input type="checkbox"/> 又						
計画期間	平成 年 月から平成 年 月まで						
基本方針							
計画を推進するための体制							
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	トン	トン	トン	トン	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	トン	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	パーセント	
目標の根拠							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠							
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度						
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容						
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

- 「高評価（S評価）事業者一覧」（前々ページ）が選択されると、本リストが閲覧できるようにします。

リスト内容については、高評価（S評価）の特定事業者名が一目で分かることからインセンティブとなると考えています。

本公表方法に対する、御意見、御指導をよろしくお願いいたします。

【高評価（S評価）事業者リスト】の公表イメージ

平成 23 年度に提出された計画書についての評価

[2012 年 2 月 1 日]

高評価(S 評価)事業者一覧	
事業者名	高評価(S 評価)となった理由
◎◎◎◎社	上記の事業者は、以下の全ての項目に該当したため、高評価(S 評価)となりました。 ・計画期間中の削減率が、目標削減率の 2 倍以上小さい値を設定している ・原単位の増減率が、年率 1 パーセント以上の減少となる値を設定している ・重点対策実施率が 100 パーセント以上である
●●●●社	
◇◇◇◇社	
※※※※社	
☆☆☆☆社	
ββββ社	
××××社	

S 評価の
特定事業者名を一覧
として掲載

S 評価となった理由
を掲載
(一律同じ理由)